

ショートコメント vol.47 (2015年12月15日)

テーマ：消費税の軽減税率導入で求められる商品価格の総額表示
 ～税抜き表示にいまだに慣れぬ消費者～

(軽減税率導入の方向性が固まる)

政府・与党の協議により、消費税率10%への引上げ時に「酒類・外食を除く生鮮食品と加工食品」を対象とした軽減税率が導入される見込みとなった。まだ確定したわけではないものの、これで増税による負担増の一部が軽減されることになる。

実際の導入に向けては小売業者によるシステム改修も必要となる中、特に中小企業による対応には不安が残るなど、解決すべき課題は少なくない。

さらに注目されるのは、軽減税率の導入の対象範囲についてである。非常に線引きが難しいだけに、十分な目配りが求められる。

(軽減税率の対象範囲の分かりにくさ)

今のところ、軽減税率の対象範囲については飲食場所が基準となる見込みであり、飲食店の中で食べるのか、外で食べるのかで税率が変わる。つまり、店内での飲食は消費税率が10%となるが、テイクアウトや出前は8%のままという判断である。ただし、あいまいな部分は多く残されており、今のままでは導入時にかなりの混乱が予想される。

たとえば、テイクアウト用に買った商品を店内で食べるケースである。購入したあとに気が変わることもあるだろう。逆のパターンもある。店が混んでいて座れず、不本意ながら外で食べるようなケースも決して無視できない。

また、屋台での飲食も非常に分かりにくい。屋台では購入客が食べる場所に困らないよう、簡易なイスが用意されているケースが少なくない。これがイートインと判断されれば、税率は10%になる。コンビニの場合、弁当は軽減対象であるが、店内のイートインコーナーで食べることが前提であれば、税率は10%となる。

さらに、子どもが購入するお菓子についても、「お菓子がメインか」、「おまけがメインか」で税率が変わる。「メイン」の定義はまだ不明であるが、いずれにしても消費者、特に子どもが判断できるとは思えない。

軽減税率の対象範囲について分かりにくい事例

ファストフード	テイクアウト用(消費税率8%)に購入したが、購入後に気が変わって店内で食べる(10%)ケース
屋台	屋台が購入者へのサービスに用意した、簡易なイスで飲食するケース(イートイン(10%)と判断するか否か)
スーパー、コンビニ等(お菓子)	おまけつきお菓子に対する、「お菓子がメイン(8%)」か「おまけがメイン(10%)」かについての判断

(求められる商品価格の総額表示)

消費者の間に無用の混乱を招かぬためにも、やはり求められるのは、商品価格の総額表示であろう。

上に挙げたケースをみる限り、これによってすべての問題が解決するわけではないものの、少なくとも購入時に消費者が迷うことは少なくなる。

「消費税率8%のつもりで購入したが、10%分を請求された」。こういった経験が重なると、消費者による痛税感が増し、消費マインドにも悪影響が及ぶことになる。

※本稿は情報提供が目的であり、商品取引を勧誘するものではありません。また、本稿は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。なお、本稿に記載された内容は執筆時点でのものであり、今後予告なしに変更されることがあります。

実のところ、今でも消費者の間には税別表示に慣れないとの声がある。「買物を 2000 円までに抑えたつもりがオーバーしてしまった」。そういった人は、支払いのたびに痛税感を覚えることになる。先の増税から 1 年 9 ヶ月が経とうとしているが、まだそのような状況が続いているのである。

そこへ軽減税率の分かりにくさが加われれば、消費マインドへの影響は察するに余りある。税率の引上げによる直接の影響だけでなく、プラスアルファでさらに消費を停滞させてしまう事態は避けねばならない。

本件照会先:大阪本社 荒木秀之
TEL:06(4705)3635 mail:hd-araki@rri.co.jp

※本稿は情報提供が目的であり、商品取引を勧誘するものではありません。また、本稿は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。なお、本稿に記載された内容は執筆時点でのものであり、今後予告なしに変更されることがあります。